

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から57年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

時期は覚えていないが、A県B区役所において加入手続を行い、保険料も同区役所において定期的に納付していたと記憶している。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は3か月と短期間である上、申立期間②前後の保険料は、オンライン記録により、現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和57年7月ごろA県B区において払い出されたことが推認でき、払出し以降は、申立期間②を除く保険料がすべて納付されていることから、申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は保険料をまとめて納付したことは無いと証言していることから、過年度納付により保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当た

らない。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から22年3月までは180円、同年4月は240円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年5月1日まで

A社勤務時代の友人から、養成所入所期間中の厚生年金保険への加入について問合せがあったので、自身の年金記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和21年4月1日にA社C営業所に採用され、同年8月14日から同社D支店養成所で研修を受けた後、22年3月1日に再びC営業所に配置された。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和20年4月5日から厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚の二人は、「申立人は、昭和21年4月1日からA社C営業所で勤務した。同年5月にE大火があったが、他の同僚とともに後始末に従事していた。」と証言している。

また、申立人は、自分より後の昭和21年6月にA社C営業所に入社した従業員3人の氏名を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該3人は、同年6月1日に厚生年金保険

被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所は、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、B社は、申立人に係る人事記録から、申立人は昭和 21 年 8 月 15 日から 22 年 2 月 28 日まで、A社D支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同年 5 月 1 日までC営業所に勤務し、いずれの期間についても、給与から厚生年金保険料を控除していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記人事記録及び申立人のA社C営業所に係る昭和 22 年 5 月の健康保険厚生年金保険被保険者事業所別被保険者名簿の記録から、21 年 4 月から 22 年 3 月までは 180 円、同年 4 月は 240 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 1 日から同年 8 月 14 日までの期間については納付しておらず、同年 8 月 15 日から 22 年 5 月 1 日までの期間については納付したと主張するが、当時の関係書類については、保存期間の経過により確認できないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B営業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年10月1日）及び資格取得日（昭和47年11月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から同年11月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B営業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が1か月間途切れていたため、改めて年金事務所で調べてもらったが、やはり記録を確認できない旨の回答をもらった。

厚生年金保険の加入記録の無い昭和47年10月に身分の変動は無く、A社のC施設建設準備事務所に継続して勤務していた。申立期間前後の加入記録と同じように、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社B営業所において昭和46年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、47年10月1日に資格を喪失後、同年11月1日に同事業所において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び申立期間当時の上司の証言により、申立人が申立期間において、A社B営業所に継続して勤務していることが推認できる上、申立人の申立期間と当該事業所における厚生年金保険被保険者期間とは、雇用形態及び勤務状況等に変化が無いことがうかがえる。

また、オンライン記録により、申立人の記憶する同僚の3人は、いずれも申

立期間において、厚生年金保険の記録が継続しており、前述の上司も申立期間において記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る昭和47年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年7月1日から同年8月1日までの期間について、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和20年8月1日から同年8月28日までの期間について、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年8月1日であり、資格喪失日は、同年8月28日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から同年9月1日まで

以前から、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことを不審に思っていたが、このたび、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、昭和19年4月3日から20年8月31日まで、A社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和19年4月3日に取得し、20年7月1日に喪失したことが確認できるが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、オンライン記録から、A社において昭和20年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚は、「同社には

申立人と一緒に入社し、退職も一緒だった。」と証言していることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は確認できない一方、申立人は、昭和20年8月1日に同社B工場で被保険者資格を取得し、同年8月28日に資格を喪失していることが確認できる上、「C史第11巻（D委員会昭和26年7月31日発行）」により、同社は、同年8月に、B工場を新設したことが確認でき、申立人及び前述の同僚は、「昭和20年8月からA社B工場で働いた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和20年8月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同日に同社B工場で被保険者資格を取得し、同年8月28日に資格を喪失したことが認められる。

また、標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者台帳の記載から、申立期間のうち、昭和20年7月1日から同年8月1日までは30円、同年8月1日から同年8月28日までは50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月28日から同年9月1日までの期間については、A社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、当該事業所での勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年8月28日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和60年3月1日）及び資格取得日（昭和61年4月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年3月1日から61年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、昭和60年3月1日から61年4月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

A事業所には、申立期間中も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人はA事業所において昭和54年2月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、60年3月1日に資格を喪失後、61年4月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びオンライン記録から、申立期間当時、A事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員の証言から、申立人が申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A事業所の申立期間当時の工場長と上記複数の元従業員の証言内容から、申立人の申立期間と当該事業所における厚生年金保険被保険者期間とでは、雇用形態及び勤務状況等に変化が無いことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時の同僚は、ほぼ全員が申立期

間においていずれも厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に引き続き勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和60年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年3月から61年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年3月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月は190円、同年4月から同年11月までは180円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月7日から同年12月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社C営業所に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和21年3月7日にA社C営業所に採用され、D業務担当者として勤務をしていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る人事記録及び同社の回答から、申立人が、昭和21年3月7日からA社C営業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記人事記録から、昭和21年3月は190円、同年4月から同年11月までは180円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が
無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から4年1月まで

2年ほど前に報道等で年金問題が話題となり、自分自身の年金記録が気になっていた。その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の一部が未加入とされていた。改めてA社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

20歳になって国民年金への加入は義務だと思ったので、誰が、いつ、どこで加入手続を行ったのか記憶は定かではないが、20歳到達の平成元年*月に加入したはずである。当時専門学校生でアルバイトをしていたので、そのアルバイト代から毎月、口座振替で保険料を確実に納付していたと記憶している。

このため、申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成3年4月ごろB社会保険事務所(当時)から払い出されたものと推認でき、申立期間のうち20歳到達時の元年*月から3年3月までの期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を含め国民年金保険料を一度も納付した形跡が無い上、申立期間の保険料を自身の預金口座から毎月2万円程度を口座振替していたとしているが、納付方法に関する記憶が曖昧であることから、納付したものとは考え難い。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間でないことから、納付記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成元年4月の国民年金加入記録は確認できるものの、同月分の保険料の納付事実は確認できないとの回答を受け取った。

私は、平成元年4月にA町役場（現在は、B市役所C庁舎）の窓口において住所変更手続を行った際、国民年金保険料として1万2,000円ないし1万3,000円を払った記憶がある。

しかし、平成元年4月から厚生年金保険に加入しており、国民年金の保険料還付金を受け取った覚えもないことから、1か月の保険料分を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場において転入届を提出した際、担当職員から国民年金の加入を促され保険料を納付した記憶が鮮明であり、その母も申立人が同町役場において納付したやり取りを記憶している上、B市役所は、同町役場では国民年金の加入手続を行った際、その場で保険料を納付することが可能であったとしている。

また、オンライン記録により、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できず、A町役場作成の国民年金被保険者名簿等も確認できないものの、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記号番号」欄には国民年金手帳記号番号が記載されており、同番号は現在、申立人とは別人の基礎年金番号として使用されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に

行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和54年3月にA短期大学を卒業し、同年4月にB県C区内の歯科医院に就職したが、その医院は厚生年金保険に加入していなかったため、就職と同時に国民年金に加入することは義務であると思っていた。そのため、D市E区役所において歯科衛生士登録の申請と同時に国民年金の加入申請を行い、F銀行G支店において口座振替納付をしていたと記憶している。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年4月1日を資格取得日として、55年4月8日にH社会保険事務所（当時）から払い出されたことが確認できる。

また、申立人は、保険料の納付方法としてF銀行G支店において3か月単位の口座振替納付を行っていたとしているが、納付期限が経過した申立期間の保険料をさかのぼって口座振替することはできない上、申立人は保険料をまとめて納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳の初めて被保険者となった日が「昭和54年4月1日」と記載され、国民年金の記録（1）欄の被保険者となった日が「昭和54年4月1日」、被保険者でなくなった日が「昭和61年4月1日」と記載がされていることから、申立期間の保険料納付の事実を主張しているが、資格記録欄は被保険者期間のみを示したものであり、保険料を納付

した事実の裏付けとはならない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年春ごろから 32 年まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 29 年春ごろ、A 公共職業安定所の紹介により、B 社本社で面接を受け採用となり、同社の C 営業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時の二人の同僚の名字を挙げているところ、B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、その名字の者が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚のうちの一人が、「私は昭和 29 年の終わりごろから 30 年の初めごろ C 営業所で勤務していたが、申立人も勤務していたと思う。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社 C 営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の書類は保管していないため、申立人が在籍していたことは確認できない。」と回答しており、上記同僚のうちの他の一人が、「申立人の顔を見たことはあるが、会社に勤務していたかどうか不明である。」と証言していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人が、面接担当者の名字を挙げているところ、B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、その名字の者が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該担当者は、「申立人の氏名に記憶が無い。」と回答している。

さらに、申立人は、「昭和 29 年春ごろから 32 年まで勤務していた。」と申し立てているところ、オンライン記録から、申立人は、昭和 28 年 3 月 5 日から 29 年 8 月 1 日までの期間は D 事業所において、30 年 6 月 10 日から 33 年 4 月 26 日までの期間は E 社において、それぞれ厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

また、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 11 月 7 日から同年 12 月 18 日まで
② 平成元年 7 月 1 日から 2 年 3 月 31 日まで
③ 平成 2 年 10 月 18 日から 3 年 1 月 31 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

いずれの申立期間も、辞令書及び履歴書から、勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する辞令書及び履歴書から、申立人は、昭和 59 年 11 月 7 日から同年 12 月 18 日まで、臨時職員として、A 町立 B 中学校（現在は、C 市立 B 中学校）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D 県教育庁 E 教育事務所は、「申立人の主張どおりの届出、保険料を控除したかについては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、「申立人は、2 か月未満の勤務期間のため、厚生年金保険には加入させなかったことが考えられる。」と回答しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、2 か月未満の加入期間の被保険者は確認できない。

また、D 県市町村立学校臨時職員取扱規程（以下「取扱規程」という。）第 19 条では、「臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に参加させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定しているところ、申立人は、「A 町立 B 中学校に勤務していたときは、父親の被扶養者となっていた。」としている。

さらに、D県教育庁E教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する辞令書及び履歴書並びにD県立F高等学校が保管する履歴書から、申立人は、平成元年7月1日から2年3月31日まで、臨時職員（講師）として、同校に勤務していたことが確認できる。

また、D県立F高等学校は、「申立期間当時は、D県立学校臨時職員取扱規程に沿って、1年未満の勤務期間で共済年金に加入することができない場合には、厚生年金保険の加入条件を満たす者全員を厚生年金保険に加入させていた。」としているところ、オンライン記録から、昭和63年6月13日から平成5年4月1日までの期間に、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者が8人確認できるが、これらの者の当該事業所における被保険者期間を確認したところ、いずれも1年未満であることが確認できる。

しかしながら、D県立F高等学校は、「申立人の申立期間当時の資料は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、D県立学校臨時職員取扱規程第15条では、「校長は、法令の定めるところにより、臨時職員を健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、臨時職員がこれに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族であるときには、この限りでない。」と規定しているところ、申立人は、「D県立F高等学校に就職したときは、父親の被扶養者となっていたため、健康保険、厚生年金保険の加入を希望しなかった。」としている。

- 3 申立期間③について、申立人が所持する辞令書及び履歴書から、申立人は、平成2年10月18日から3年1月31日まで、臨時職員として、G町立H中学校（現在は、C市立H中学校）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D県教育庁E教育事務所は、「申立人の申立期間当時の資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、取扱規程第19条では、「臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定しているところ、申立人は、「G町立H中学校に勤務していたときは、父親の被扶養者となっていた。」としている。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間③当時、国民年金に加入し、

保険料を納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間③当時、厚生年金保険に加入していたことがうかがえない。

- 4 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月から 56 年 2 月まで
② 昭和 56 年 6 月から 59 年 2 月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が自分の記憶している給与支給額と大きく違っていた。

申立期間①については、友人の紹介でA社に勤務していたが、基本給を20万円と決めて勤務したと記憶している。

申立期間②については、B社（現在は、C社）の当時の社長と話し合い、基本給を20万円と決めて勤務し、毎年1万円ずつ昇給した。

標準報酬月額が低く記録されていることに納得ができないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社は、平成元年12月3日に解散しており、事業主は所在不明で照会することができない上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員の二人に照会したところ、いずれも、「給与支給額は標準報酬月額とほぼ一致していたと記憶している。」と回答している。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に係る標準報酬月額は15万円とされているが、この標準報酬月

額は資格取得時に決定されたものであることが確認でき、^{そきゅう}遡及訂正等の不自然な処理は見られない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額^②の相違について申し立てているが、C社は、「申立人に関する書類は一切残っておらず提出できる資料が無い上、当時の事業主も既に亡くなっていることから、当時の状況は分からない。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間②当時、B社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員の一人が、当時の給与明細書を所持しているとしているところ、「申立期間②当時の給与支給額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。」と証言している。

さらに、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に係る標準報酬月額は、昭和55年6月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から57年7月までは12万6,000円、同年8月から58年9月までは14万2,000円、同年10月から59年2月までは15万円とされているが、これらの標準報酬月額の決定又は改定は、資格取得時、定時決定時又は随時改定時に行われたものであることが確認でき、遡及訂正等の不自然な処理は見られない。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月から 43 年 4 月まで
② 昭和 43 年 7 月 19 日から 44 年 9 月 10 日まで
③ 昭和 46 年 4 月から 49 年 2 月 26 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間①及び②は、定時制高校に通学しながら勤務していた期間であり、申立期間③は高校卒業後に勤務した期間である。

いずれの申立期間も勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が当時の事業主及び同僚の3人の氏名を挙げているところ、オンライン記録から、いずれの者についても、A社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該同僚のうちの1人は、「当時、定時制高校に通学しながら勤務していた申立人を記憶している。」と証言していること、並びに申立人が所持している写真及び日記の記載内容から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚のうちの一人は、「申立人が勤務していたころは、会社が立ち上がったばかりで社会保険に加入していなかった。会社は、昭和 46 年 11 月 1 日に法人になると同時に厚生年金保険の適用事業所となった。」と証言しているところ、オンライン記録から、A社は昭和 46 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事

業所ではなかったことが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人が所持しているB法人の辞令書及び申立人が氏名を記憶している同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B法人という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、C県立D高等学校によれば、B法人は、同校を支援する組織の一つであるとしているところ、オンライン記録から、申立人は、同校において厚生年金保険に加入していることが確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人が所持している写真及び申立人が氏名を記憶している同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、E医院に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚は、「当時、E医院は、医師とその奥さん、職員3人だけの個人開業医で、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言しているところ、オンライン記録において、F市に所在するE医院という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、上記同僚は、「健康保険被保険者証は、G国民健康保険組合発行の被保険者証で、従業員の健康保険証の番号は、医師の番号と同一だった。」と証言しているところ、G国民健康保険組合は、上記同僚の証言と同様の内容の回答をした上で、「昭和40年代は、まだ健康保険適用除外承認制度は無く、G国保加入者は、各自が国民年金制度に加入していた。」と回答している。

- 4 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 2 月 25 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は 3 万 9,000 円となっていることが分かった。

私が保管している給料支払明細書の手取額に、記憶している雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料を加えた額と比べて低額となっているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書において、A社から申立人に対して、昭和 50 年 11 月から 51 年 2 月までは月額 7 万 3,100 円の給与が支払われていることが確認できるが、当該給料支払明細書には、厚生年金保険料の控除額が記載されていないため、申立期間における厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

また、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員は、「A社は、厚生年金保険料を従業員の給与から控除せず、給与支給額の半額程度の金額を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ている。」「標準報酬月額は、私の給与額とは異なっている。A社は、B県の最低賃金を従業員の報酬月額として届け出ている。」「A社は、法令どおりの報酬月額を届け出ていなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、3 万 9,000 円と記録されていることが確認できるところ、オンライン記録から、申立期間の前後 6 か月

間に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員の37人の標準報酬月額を調査したところ、おおむね、女性従業員は3万9,000円、男性従業員は5万6,000円で決定されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額が不自然に低額であるとも言えない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 17 日から同年 11 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、間違いなく A 社に勤務しており、同社が繊維不況のあおりを受けて倒産したため解雇された。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する A 社の所在地、同社の事業内容及び事業主の氏名が、同社に係る商業登記簿の記載内容と一致する上、申立人が当時の同僚として一人の名字を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、その名字の被保険者が確認できることから、申立人が同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、A 社は既に解散しており、事業主は既に亡くなっている上、上記被保険者名簿から、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、当該事業主を除き 4 人であることが確認できるところ、このうち唯一所在が確認できた元従業員の 1 人は、「申立人と一緒に勤務していたかどうか覚えていない。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。